

令和2年12月11日

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第1条～第17条 (略)</p> <p>(信用リスク集中回避のための投資制限)</p> <p>第17条の2</p> <p>第1項～第2項 (略)</p> <p>3 第1項第3号に掲げる取引のうち為替予約取引（店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。以下本条において同じ。）のエクスポージャーは、取引の相手方に対するものとし、予約期日に応じそれぞれ次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 120日以内に予約期日が到来するものについては零とする。</p> <p>(2) 120日を超えるものについては、評価益の額をエクスポージャーとする。</p> <p><u>ただし、当該取引に担保が差し入れられている場合には、委託会社の判断により、評価益の額から当該担保相当額を差し引くことが出来るものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、令和 年 月 日から実施する。</p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第1条～第17条 (同 左)</p> <p>(信用リスク集中回避のための投資制限)</p> <p>第17条の2</p> <p>第1項～第2項 (同 左)</p> <p>3 第1項第3号に掲げる取引のうち為替予約取引（店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。以下本条において同じ。）のエクスポージャーは、取引の相手方に対するものとし、予約期日に応じそれぞれ次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 120日以内に予約期日が到来するものについては零とする。</p> <p>(2) 120日を超えるものについては、評価益の額をエクスポージャーとする。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>